

退職手当支給制限処分に係る審査請求について

退職手当支給制限処分に係る審査請求に対して、次のように決定したいので、意見を問う。

熊本市長 大西 一 史

1 審査請求人

熊本市西区在住の者

2 審査請求に係る処分

熊本県職員等退職手当支給条例に基づく退職手当支給制限処分

3 審査請求年月日

平成28年2月17日

4 審査請求の趣旨

熊本市教育委員会（以下「処分庁」という。）が平成27年12月21日付けで審査請求人に対して行った熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号。以下「本件条例」という。）第12条第1項の規定に基づく一般の退職手当等の一部（7割相当額）を支給しないこととする処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるもの

5 審査請求の理由

(1) 平成27年12月21日付けで処分庁が審査請求人に対して行った地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づく懲戒免職処分（以下「懲戒免職処分」という。）は取り消されるべきであるから、懲戒免職処分に基づきなされた本件処分は取り消されるべきである（主張）

(2) 退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分をするに際しては、本件条例第12条第1項が規定する諸要素を勘案して決すべきところ、審査請求人に

については、退職手当の全額を支給すべきであって、退職手当の一部を不支給とする処分を選択すべき事情は認められない。処分庁が行った本件処分については、裁量権の逸脱・濫用があるから、取り消されるべきである（主張）。

(3) 仮に、退職手当の一部を不支給とする処分をすとしても、本件の事案は、他の懲戒免職処分となった事案に比して悪質性が極めて低いことから、退職手当の大部分を不支給とすべき事案ではない（主張）。

(4) 熊本県の「退職手当の支給制限等の運用について」（以下「本件運用基準」という。）は、懲戒免職を受けて退職した者について退職手当の全部を支給しないことを原則とする点において違法なものであるから、これに基づき判断された本件処分も違法である（主張）。

6 処分庁の主張の趣旨

審査請求人の懲戒免職処分に係る不服を述べていると解される主張の部分については、懲戒免職処分に対する審査請求において争う。

また、処分庁は、本件運用基準に基づいて本件処分を決定したのではなく、審査請求人について、職務及び責任、勤務状況、非違に至った経緯、非違の内容及び程度、非違後の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度、非違が公務に対する信頼に及ぼす影響等を考慮した上で本件処分の量定等を決定したものであり、処分庁の裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したのではない。

7 裁決の趣旨

本件審査請求を棄却する。

8 裁決の理由

(1) 認定事実

ア 審査請求人は、平成27年12月4日、熊本市中央区において開催された生徒指導に関する会議（以下「本件会議」という。）に参加するため、本件会議が開催される会場（以下「本件会場」という。）まで自家用車で向かい、本件会場の駐車場（以下「本件駐車場」という。）に自家用車を停めて本件会議に出席した。

イ 審査請求人は、本件会議終了後に行われた懇親会に出席して飲酒した後、同日午後11時10分頃まで懇親会後の二次会に参加していた。

ウ その後、審査請求人は、代行運転業者を探しながら自家用車を停めてある本

件駐車場に歩いて向かったものの、代行運転業者は見つからず、自家用車内で待機した。

エ 審査請求人は、同日午後 11 時 40 分頃に自ら自家用車を運転して本件駐車場を出たところ、直後に警察官に停止を求められ、呼気中アルコール濃度の検査を受けた。検査の結果、審査請求人の呼気からは、呼気 1 リットル当たり 0.38 ミリグラムのアルコールが検出されたため、審査請求人は、酒気帯び運転により道路交通法違反で検挙された。

オ 審査請求人は、翌日午後 2 時 40 分頃、当時審査請求人が勤務していた中学校の校長に対して、電話で酒気帯び運転で検挙されたことを報告した。

カ 処分庁は、平成 27 年 12 月 21 日付けで審査請求人に対して懲戒免職処分及び本件処分を行った。処分庁が審査請求人に対して行った本件処分については、処分前の一般の退職手当等の額である金 16,553,540 円のうち金 11,587,478 円(7割相当額)を支払わないこととするものであった。

キ 審査請求人は、平成 28 年 2 月 17 日付けで熊本市人事委員会に対して懲戒免職処分に関する不服申立てを行ったが、同不服申立てに対して同人事委員会は、平成 30 年 3 月 13 日付けで、処分庁が審査請求人に対して行った懲戒免職処分を承認する裁決を行った。

(2) 判断

ア 懲戒免職処分に対する不服を述べる審査請求人の主張 については、懲戒免職処分が取り消されていない以上、理由がない。なお、(1)認定事実キで述べたとおり、熊本市人事委員会は、処分庁が審査請求人に対して行った懲戒免職処分を承認する裁決を行っている。

イ 審査請求人については、酒気帯び運転という重大な非違行為を行っている以上、処分庁が一般の退職手当等の一部を不支給としたことは不相当であるとはいえず、また、交通事故を発生させていないことを考慮したとしても、同種の事案に係る裁判例等に鑑みれば、7割相当額を不支給としたことについても不相当であるとはいえないことから、主張 から主張 までには理由がない。

(提出理由)

退職手当支給制限処分に係る審査請求に対し、所要の決定をするため、行政不服

審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）第34条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第4項の規定に基づき、市議会に諮問するものである。